

告 示

埼玉県告示第百九十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和四年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

大谷 敬廣

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第九九〇八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による